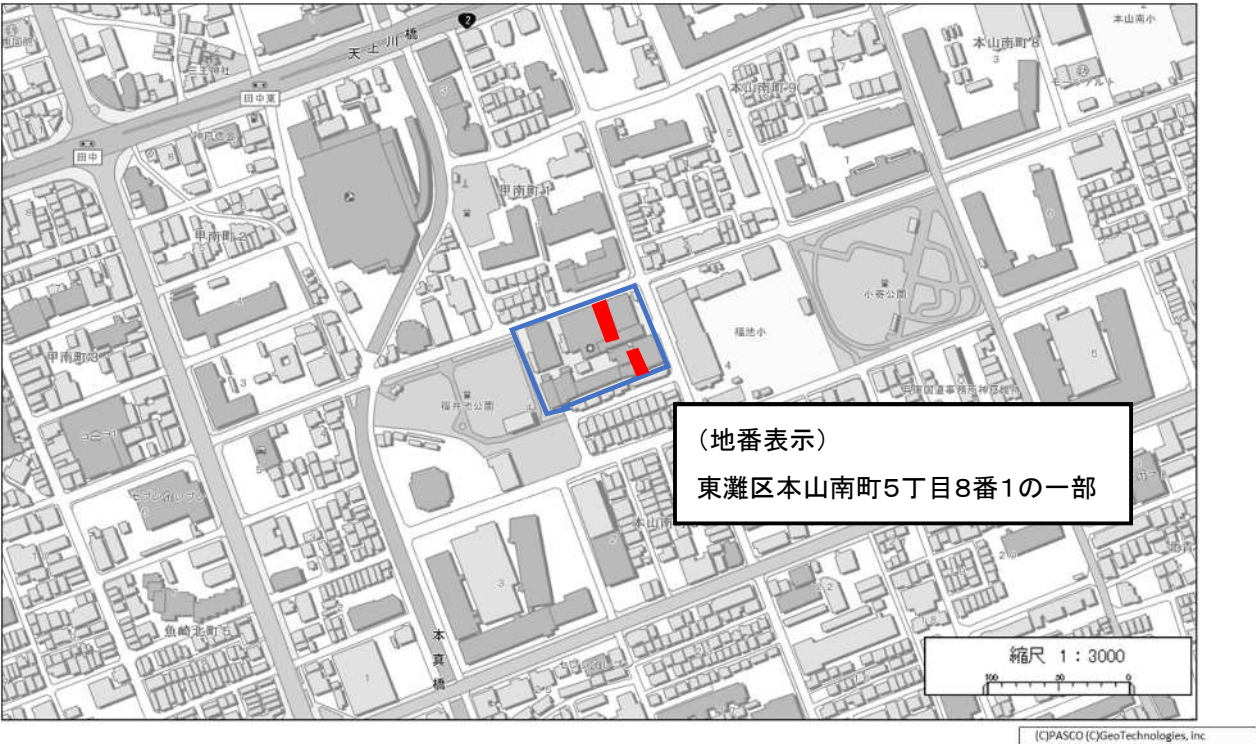


土壌汚染対策法に基づく「形質変更時要届出区域」の指定

1. 区域指定の概要	
指定する区域（地番）	東灘区本山南町5丁目8番1の一部
指定の区分	☐ 要措置区域 ☒ 形質変更時要届出区域
指定の区分の理由	健康被害を生じるおそれがないため「要措置区域」ではなく、法第11条第1項で規定されている「形質変更時要届出区域」に指定
指定年月日	令和7年3月27日
特定有害物質の種類	鉛及びその化合物
2. 土壌汚染状況調査結果の概要	
調査の契機	土壌汚染対策法 ☒ 第3条 ☐ 第4条 ☐ 第14条 ☐ その他（ ）
試料採取等対象物質	地歴調査により土壌汚染のおそれがあると認められた、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、ベンゼン、シアン及びその化合物、ほう素及びその化合物
土地の地歴調査結果	・工場用地として利用。製造・研究により様々な薬剤が使用されており、特定有害物質が含まれていた。 ・既往調査（自主）において、鉛及びその化合物（含有量）の基準超過結果があった。
土壌の測定結果	鉛及びその化合物 含有量最大値 3,700mg/kg（指定基準値 150mg/kg）
区域指定する土地の面積	502.380 m ²
土壌汚染の原因	不明
3. 周辺環境への影響	
地下水飲用	☐ 健康影響のおそれがある（理由：周辺に地下水飲用井戸がある） ☒ 健康影響のおそれはない（理由：溶出量基準適合）
土壌の直接摂取	☐ 健康影響のおそれがある（理由：土壌を直接摂取するおそれがある） ☒ 健康影響のおそれはない（理由：一般の人が立ち入る土地ではない）
4. 今後の対応 土地の形質変更が行われる際には、周辺環境への影響が生じないように土壌汚染対策法に基づき適正に措置するよう指導する	

位置図



- 区域指定地を含む敷地 ■ 区域指定予定地

指定区域図

